

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

## カウンターデモクラシーにおけるメディアの役割

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2020-03-21 キーワード (Ja): カウンターデモクラシー, メディア, 社会運動論 キーワード (En): 作成者: 白崎, 護 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	<a href="https://doi.org/10.18956/00007916">https://doi.org/10.18956/00007916</a>

# カウンターデモクラシーにおけるメディアの役割

白 崎 護

## 要 旨

本稿は、公的な制度の内外を問わず選挙以外の場面で市民の意見を政治へ反映させようとする活動のうち、ロビ活動・陳情・献金など政治過程への個別の接触を除く活動であり、かつ政治エリートとの協力ではなく彼らを監視する活動をカウンターデモクラシーと呼ぶ。ロザンヴァロン (Rosanvallon) によると、現代の民主主義国家において社会集団の利益を代表できなくなった政党に基づく代議制を補完するカウンターデモクラシーが、政府への牽制手段として求められている。他方、デモなどの抗議活動を含むカウンターデモクラシーに関して、政治学では活動の分類を除き研究が進んでいなかった。そこで本稿は、カウンターデモクラシーの考察に要する社会運動論の分析枠組を概観した上で、カウンターデモクラシーを促進または阻害するメディアの機能、および市民によるメディアの利用を政治学の観点より論じる。

キーワード：カウンターデモクラシー、メディア、社会運動論

## 1. 問題意識

### 1.1 2つのカウンターデモクラシー

ロザンヴァロンは、政党と社会集団との関係の希薄化を背景として議会における論議が市民の関心事項から乖離している点を問題視した。そこでロザンヴァロンは、NGO やメディアによる政府の監視、およびデモなど選挙以外の手段による政府への牽制をカウンターデモクラシーと呼び、代議制の補完としての必要性を訴えた (Rosanvallon, 2015)。

選挙とカウンターデモクラシーが民主主義の両輪であるとのロザンヴァロンの説を参照しつつ、小川は2009年の日本での政権交代を論じた (Rosanvallon, 2006 = 嶋崎, 2017; 小川, 2009)。政府への監視という本来の機能を弱めた議会に代わるカウンターデモクラシーの台頭を必然と捉える小川は、長期的に見て有権者の選好が真剣に考慮されていると思える政治の過程と制度を求められる段階へ至ったと指摘する。他方で小川は、カウンターデモクラシーが他者を否定するシニシズムやポピュリズムを招く危険性も指摘する。そして、この危険を回避すべく全国でのタウンミーティングや地方自治に資するレファレンダムなど、十分な討議時間を投じたエリートと市民の共同決定に基づく討議民主主義の制度化を主張する。

ロザンヴァロンと小川の説は、エリート民主主義として捉えられるシュンペータの説と対立する点で共通する (Schumpeter, 1943 = 中山・東畑, 1995)。だが、市民がエリートや政治体制に影響をおよぼす手段の有効性の認識に差異がある (蒲島, 1988, 195)。エリートを市民が監視するカウンターデモクラシーを唱えるロザンヴァロンの場合、エリートが携わる政治過程のなかで市民が影響を与えうる公的制度を想定しない。他方、カウンターデモクラシーの負の側面を重視する小川は、エリートと市民の両者を伴う公的な熟議の制度という形式でのカウンターデモクラシーの実現を求める。

## 1.2 カウンターデモクラシーの有効性

2010年以降における市民の抗議活動のうち、日本のマスメディアも報道した事例を概観する。まず、政変後の政情不安を勘案しないならば、チュニジアやエジプトをはじめとする各国で独裁打倒や政権交代を導いた「アラブの春」は大きな成果を得た。他方、経済格差をめぐるウォール街占拠や平和安全法制をめぐる SEALDs (Students Emergency Action for Liberal Democracy - s: 自由と民主主義のための学生緊急行動) などの抗議活動は現実の政策過程へ影響を与えなかった (浅井, 2017)。また「雨傘運動」では、中国の提案に基づく選挙制度改革を香港議会が否決するとともに、香港議会選挙で数名の運動参加者が当選した。だが、中国は改革拒否の姿勢を変えず普選実現への行程は不透明なので成果の評価が困難である。さらに、アメリカで多発した白人警官による黒人の射殺に反発する抗議活動に際し、州政府・連邦政府は捜査を約束した。だが、人種問題と関わる抗議活動は容易に再燃するので運動の成果についての評価の時期と基準が判然としない。反イスラム感情と関わる反移民デモに揺れたフランス・ドイツは移民政策の転換を迫られているが、もとより財政・治安の必要に基づく政策転換とも言えるので、抗議活動の成果であるか否か判然としない。そしてギリシャでは、緊縮政策への反発から大規模な抗議活動がくり返されたが、国際的な金融問題を解決する手段とはならない。

従って、ポピュリズムやシニシズムを回避しつつ現実の政治過程に影響しうる点で有効なカウンターデモクラシーの内容は、自由主義と民主主義の成熟度、および争点の性質により異なる。まず、カウンターデモクラシーに基づく国内での主張が国際関係で受容される内容の場合に議論を限定する。すると有効なカウンターデモクラシーの内容は、自由権と参政権が十全に保証された上、政権をめぐる政党の競う選挙が実現する制度の存否という自由主義と民主主義の成熟度に左右される<sup>1)</sup>。自由主義と民主主義が未発達の場合、選挙に基づく代表の正統性は低く、かつ、人権が濫りに抑圧されるので、エリートと市民を伴う公的な熟議の制度は期待できない。従って、有効なカウンターデモクラシーの手段は市民の直接行動である。他方、自由主義と民主主義が発達している場合、正統性ある代表と市民が熟議する制度を政治過程に組み込む形式でのカウンターデモクラシーの成長が期待される<sup>2)</sup>。

本稿は、公的制度に基づくか否かを問わず選挙以外の場面で市民の意見を政治へ反映させようとする活動のうち、ロビ活動・陳情・献金など政治過程への個別の接触を除く活動であり、かつエリートへ異議を申し立てる活動を広義のカウンターデモクラシーと呼ぶ。すると、エリートとの協業、およびエリートに対する監視という2種のカウンターデモクラシーが存在する。では、従来の政治参加研究はカウンターデモクラシーをいかに論じてきたか。

### 1.3 政治学におけるカウンターデモクラシー論

ヴァーバラは、1966年から71年にかけて7カ国で政治参加に関する世論調査を試みた。参加の形態に関する因子分析の結果、投票、選挙活動、地域活動、私的な問題をめぐる政治関係者への個別接触という4次元を析出した(Verba, Nie, & Kim, 1978 = 1981: 62-73)。このうち、地域活動、および私的な問題をめぐる関係者への個別接触は広義のカウンターデモクラシーに属す。また1987年における日本での同様の調査に基づく蒲島の因子分析では、投票、選挙運動、地域・住民運動という3次元を析出した(蒲島 1998: 84-6)。このうち、地域・住民運動はエリートを監視するカウンターデモクラシーに属す。他方、1974年から76年にかけて8ヶ国で世論調査を試みたイングルハートによると、政治参加は「エリート指導型」と「エリート対抗型」に大別される(Inglehart, 1990=1993: 297-9, 320-2)。前者は、政党・労組など階層組織のエリートに導かれた構成員の投票が主体である。後者は、政策変更を目的に適宜形成される集団のデモ・ストを通じたエリートへの圧力行動を指すので、エリートを監視するカウンターデモクラシーに属す。

だが政治参加の類型論を除くと、民主主義を前提とする政治学においてエリートを監視するカウンターデモクラシーについての研究は、理論と実証の両面で近年に至るまで低調であった(山田, 2016, 19-26)。山田は、現状変革を必ずしも求めない政治参加と現状変革を企図する社会運動を区別する。この基準に従えば、エリートとの協業は政治参加の範疇に属すが社会運動の範疇から外れる。

### 1.4 本稿の目的

本稿は、エリートとの協業ではなくエリートを監視するカウンターデモクラシーを狭義のカウンターデモクラシーとして考察対象に据える。狭義のカウンターデモクラシーは政治参加研究において停滞する研究課題なので、エリートの監視や現状の変革に関心を持つ社会運動論の考察を通じた政治参加研究の理論の彫琢を期待しうる。関連する論点のうち、本稿はメディアがカウンターデモクラシーに与える影響を理論的に論じる。ロザンヴァロンによるとメディアによるエリートの監視はカウンターデモクラシーの範疇に含まれるが、マスメディアに加え情報発信能力を持つインターネットの影響も重要となる(Rosanvallon, 2006 = 嶋崎, 2017, 60-61:

2015; 山本, 2017)。

但し、本稿はカウンターデモクラシーが政治過程に対して影響を与えたか否かを個々に検討しない。有効なカウンターデモクラシーの内容は、自由主義と民主主義の成熟度、および争点の性質に従い異なると述べた。だが、法制度・教育水準・経済水準・メディア環境など自由主義と民主主義の成熟度の規定因は多様である。また争点の性質について、外交・人権・経済などの分野、および利害関係層の規模や社会経済的地位などを例示可能だが、カウンターデモクラシーと関わる要素の特定は難しい<sup>3)</sup>。さらに、自由主義および民主主義の成熟度と争点の性質との組み合わせも問題となる。そして後述の政治的機会構造論によると、短期的な政治・社会の状況が争点の顕出性やカウンターデモクラシーの成否に作用する<sup>4)</sup>。最後に、「雨傘運動」や黒人射殺事件の事例の通り、成否の評価時点と評価基準を特定し難い。

以上の通り、カウンターデモクラシーが政治過程に対して影響を与えたか否かを論じる場合、考慮すべき要素が多岐に渡る。無論、多くのカウンターデモクラシーが現状変革を求める点に鑑み、目的の成就を左右する一般的要因の検討は重要である。だが紙幅の制約上、発生以降のカウンターデモクラシーの各局面で活動を促進または阻害するメディアの役割に論点を限る。カウンターデモクラシーへのメディアの影響を扱う場合、メディアを統制する権威主義と表現の自由を認める民主主義の体制差を考慮せねばならない。この点は、自由主義および民主主義の成熟度と直接関わる。ロザンヴァロンは、現代民主主義国における代表の正統性の低下を問題視した。他方で本稿は、自由主義と民主主義の成熟度を相対的に捉えるとともに、各政治体制のカウンターデモクラシーに果たすメディアの機能の異同を指摘する上で、通常は権威主義体制に分類される国の例もとり上げる。殊に「4. カウンターデモクラシーの基盤としてのソーシャルメディアの脆弱性」では、権威主義体制下に通信技術または産業としてのソーシャルメディアが抱える不可避の限界を指摘する。

以下では、まずカウンターデモクラシーの考察に要する社会運動論の分析枠組を概観する。その上で、カウンターデモクラシーを促進または阻害するマスメディアおよびソーシャルメディアの役割を論じる。

## 2. 社会運動の過程

### 2.1 運動の発生

社会運動の発生経緯を説明する1970年代以降の理論は、時間・労力・金銭など社会運動への参加に必要な諸費用の捻出に着目する資源動員論、他方で参加費用よりも圧政や新党結成など社会運動を促す社会環境へ着目する政治的機会構造論の系譜に分類できる(鈴木, 2013)。殊に前者は、社会運動の発生原因として個人の不満ではなく参加費用の提供を促す組織の重要性

に着目した点が特徴である。

他方で運動参加者の増大は、参加者の異質性の増大や意思疎通の不足に基づく参加費用の増大や政治的機会の逸失を招く。この問題への対処とあわせ、資源動員論や政治的機会構造論と異なる面から近年の社会運動の発生経緯を説明する概念が、ハンフレアらの提起した「ライフスタイル運動」である。ライフスタイル運動の特徴は、「社会変化の一手段としてのライフスタイルの選択」・「個人の自我関与の重視」・「拡散的な運動構造」の3点である。同運動は、菜食・スローフード・リサイクル・フェアトレード消費など個人的なライフスタイルの普及が文化的な規範に関する社会変化を招くと考える。つまり、国家・社会への政治的・組織的・一時的・直接的な異議申し立てではなく、緩やかな紐帯で結ばれた個人による文化的価値観の継続的表明を内容とする。但し、社会変化の創出を目指す点で単なる自己表現の希求と異なる。

ライフスタイル運動は組織や抗議活動を中心としない点で強力な動員力を欠くが、組織の維持費用を要しない。また政治的機会を捉えた隆盛を欠くが、状況に左右されない。自発性と日常性に基づき運動は無理なく継続される。そして理念に共鳴した家族や友人の参加を通じ、運動は新たなアイデアと援助を得る。このような非公式のネットワークが組織に代わる運動の構造を与える (Haenfler, Johnson, & Jones, 2012)。

特定のライフスタイル運動の理念と重なるカウンターデモクラシーに対してライフスタイル運動の参加者を動員できれば、動員の拡大を見込める。例えば、ライフスタイルとしてのフェミニズムや環境保護を支持する者は女性解放運動や反核運動の抗議活動に参加しうる。またカウンターデモクラシーの停滞期には、それらの活動参加者の逃避地となる。つまり、ライフスタイル運動はカウンターデモクラシーにとって運動エネルギーの貯水池となる。

## 2.2 運動の展開過程における不確実性

「2.1 運動の発生」では、活動へ参加するか否かの意思決定の要因に基づき1970年代以降の社会運動論を紹介した。ブリムらによると、多くの他者の考えが不明ななか、不満のみで抗議活動は生じない。そこで社会運動論は、1970年代に不満を活動組織への参加に駆り立てる社会的・政治的条件の発見を、また80年代に不満を抗議活動へ導く人々の相互作用過程の解明を目指した (Brym, Godbout, Hoffbauer, Menard, & Zhang, 2014)。他方、抗議活動の激化過程の説明に特化し、激化の要因として活動中の参加者の突発的・自発的な行動を重視する説もある。スノウらによると、組織を重視する資源動員論と政治的文脈を重視する政治的機会構造論が台頭した結果、および1980年代を境に抗議活動の規制手法が弾圧から事前協議へ変化した結果、参加者の自発性を扱う研究が衰える<sup>5)</sup>。参加者の非合理性や自発性への注目が減じた結果、抗議活動が実態以上に組織性を帯びた内容として分析されるに至る。ウォール街占拠や天安門事件などを分析したスノウらによると、「参加者の自由な表現を重視する非階層的な運動組織」・「既

定の活動計画の破綻・変更・完了]・「先行する類似の抗議活動や関連事件の報道が招く緊張」・「抗議活動地点への地理的近接性など予定外の参加者も参集しやすい環境」という4つの要因が突発的・自発的な行動を招く (Snow & Moss, 2014)。

この説は、組織的資源に乏しいカウンターデモクラシーの場合も、参加者各自の行動の自由が導く突発的な事件や事故に対するメディアの注目を通じて社会全体および後続の抗議活動に影響を与える現象の解明に資する。

### 3. カウンターデモクラシーにおけるメディアの可能性

#### 3.1 マスメディアの限界

スノウらの指摘通り、マスメディアの報道は後続する抗議活動への影響を通じて活動の展開を左右する。例として、1960年代から70年代における都市暴動や公民権運動の拡大に対するテレビの普及の影響を挙げられる (Brym et al., 2014)<sup>6)</sup>。但し、紙面や番組の内容が伝わる受け手の人数においてインターネットを凌駕するマスメディアだが、カウンターデモクラシーへの影響に限界も伴う。第1に、報道内容に中立性を求める公的規制が存在する場合である<sup>7)</sup>。第2に、自身に不利な報道を行うマスメディアに対し、エリートが取材拒否などの私的な制裁を行う場合である<sup>8)</sup>。第3に、政府がマスメディアを統制する場合である (Brym et al., 2014)<sup>9)</sup>。独裁国家ではない場合も、政権の意に沿わない公営放送局に対して予算や人事を通じた経営介入がありうる<sup>10)</sup>。第4に、選択的接触が働く場合である。新聞と比べて選択的接触が生じにくいテレビの場合も、多チャンネル化が進行すれば番組選択の手間を省くために視聴対象チャンネルが固定される。第5に、マスメディアが自身の経営資源と報道基準に制約される場合である<sup>11)</sup>。2004年・2005年にノースカロライナ州の187の環境運動団体と11の地方紙を分析したアンドリュースらによると、「活発な広報活動」・「大きな動員力」・「地方経済との関連性」・「活動を正当化する専門性と道徳性」・「マスメディアの社屋との地理的な近接性」を持つ組織・運動が記事として扱われやすい (Andrews & Caren, 2010)。

第1から第3の場合、カウンターデモクラシーの圧力を免れたいエリートがマスメディアを監視するので、マスメディアは扱う事実の選択と解釈の自由を失う。第4の場合、自身の先有傾向に沿わない報道に接触する機会自体が失われるので、カウンターデモクラシーが生じるとしても各人の党派性を越えた活動へ発展し難い。第5の場合、最初から一定の規模を持つとともに当該マスメディアの志向に沿う活動以外は報道対象より外れる。

レオンらは、中国政府の腐敗、台湾独立など8つの争点に対する香港のマスメディアの自己検閲の程度などを2013年に香港市民へ質問した。その結果、自己検閲の認識度が大きなほど民主主義を重視するウェブニュースの閲覧頻度が増す点、またウェブニュースの閲覧頻度が増す

ほど中国・香港政府に対する抗議デモへの参加頻度が増す点を発見した。マスメディアが市民の求める政治情報を提供しない場合、市民がインターネットでの情報入手へ向かう結果、ソーシャルメディアが市民の行動へ影響する可能性も増す (Leung & Lee, 2014)。

### 3.2 ソーシャルメディアの特徴

マスメディアとの比較において、使用者の視点に基づくソーシャルメディアの特徴を8点挙げられる (白崎, 2018)。第1に、関心ある情報を得るための検索を伴うブルメディアとしての能動性である。この結果、より個人の志向に沿う選択的接触が実現する。第2に、TwitterでのフォロワーやFacebookでの友達など普段の情報交換に基づく情報への信頼性である。この結果、中立性や取材能力がマスメディアの信頼性を左右する一方、メディアでの日常的な交流に基づく親近感がソーシャルメディアの信頼性を左右する。第3に、情報を送受信できる双方向性である。一対多数の送受信が可能となった結果、マスメディアが独占してきた社会への発信能力を個人が得る。同時に、周囲の目を恐れる個人が対面での不満表明に自己検閲を課す結果としての多元的無知を克服する (Tufekci & Wilson, 2012)。第4に、情報をいつでも送受信できる即時性である。この結果、送受信者ともに時宜に沿う対応が可能となる。第5に、情報の保存・転送の便宜に基づき特定の情報が多数の送受信者を介して社会に伝播する拡散性である。この結果、選択的接触の限界を超えた情報と受信者が接する機会も生じる<sup>12)</sup>。第6に、文書・映像・音声などを扱えるマルチメディア性である。この結果、用途に応じた情報形態を選べる上、印刷物と比べて送信時の経済性が高い。第7に、情報量にかかわらず送受信可能という時間・空間の非制約性である。この結果、テレビの尺や新聞の紙幅の制約を克服する<sup>13)</sup>。第8に、アプリケーションのダウンロードに基づきソーシャルメディアの機能を調整・改善できる拡張性である。この結果、各人に最適な利用環境を実現すると同時に、情報の生成・加工・管理が容易となる。

以上を勘案すると、ソーシャルメディアの最大の機能として使用者同士の交流に基づく意見の形成作用を挙げられる (Leung & Lee, 2014)。つまり、マスメディアが扱わない内容も含む争点や意見に関する議論に基づき、各人が自身の意見を強化するのみならず変更する可能性も生じる。

### 3.3 ソーシャルメディアによるカウンターデモクラシーの促進

ソーシャルメディアは、運動参加者の意思疎通や情報収集の費用の削減を通じて資源動員論の実現を促すとともに、政治環境の変動を随時伝達することで政治的機会構造論の実現に資する (白崎, 2019)。またライフスタイル運動に関して、ソーシャルメディアでのライフスタイルの発信はメディア上の知人を通じた運動の普及のみならず、発信者の自我関与の増大を招

く<sup>14)</sup>。さらに五野井は、民主主義国での「逃げつつ、戦う」という非暴力的な抗議活動を貫く上で、抗議参加者に対して警察の取締り情報などを適宜提供するインターネットの有効性を指摘する（五野井, 2012, 58-9）。

殊に、カウンターデモクラシーの主体となる組織の脆弱性を前提とするベネットは、既存の組織に依存しない抗議活動を導くソーシャルメディアの役割に着目する。ベネットは、「多様な視点や争点を含む寛容な包括性」・「一体感を得やすい包括的なフレーミング」・「ソーシャルメディアの個人的ネットワークを介した運動」という3条件に基づく政治を「個人化された政治」と呼ぶ。そして指導者や組織が不在の場合も、「個人化された政治」に基づく密なネットワークが新たな組織形成や各自の意見表明を可能にするという（Bennett, 2012）。但し、政党・労組・市民団体など既存組織に依存しない場合も、通常は大規模な抗議活動の際に主催者が存在する。伊藤によると、ソーシャルメディアを通じた「デモの主催者による計画の提案」・「参加者の意見に基づく計画の修正」・「参加者によるデモ情報の発信」に基づき参加者の自我関与が増す（伊藤, 2012, 103-9）。

#### 4. カウンターデモクラシーの基盤としてのソーシャルメディアの脆弱性

オルソンの指摘通り社会運動では集合行為の実現が重要なので、権威主義政権は運動の集団化を防止すべく通信の社会基盤を統制する（Olson, 1965 = 依田・森脇, 1996; Tufekci & Wilson, 2012）。キングらは、2011年上半期の中国で1382件のソーシャルメディアのサイトを調べた。その結果、検閲により削除されたサイトは政府批判ではなく集合行為を誘発する内容であった。政治と無関係であっても集合行為を誘発するならば検閲対象であり、集合行為の事前予告自体が参加者の増加を通じた不測の事態を導くと考える政府は、現場での民衆の集団化を未然に防ごうとしている（King, Pan, & Roberts, 2013）。つまり、マスメディアの場合よりも不徹底だがソーシャルメディアへの情報統制は行われる。

カウンターデモクラシーの弾圧を目指す政府によるソーシャルメディアの利用は、ソーシャルメディア企業自身の運営規定と密接に関わる。企業は、利用者の個人情報に基づく広告で利益を得る。従って、企業・利用者にとっての情報の信頼性を確保しつつ利用者数の増大を目指す企業は、原則として利用時の匿名を認めず、また暴力的・扇動的な内容の投稿も認めない<sup>15)</sup>。また、政府は企業に対してアカウントの削除やユーザー情報の提供を要求しうる。この結果、活動家の安全が脅かされるほか、動員手段としてのソーシャルメディアの利用が困難となる。さらに、企業自身での監視の限界に基づき採用された通報制度が政府に利用される。ユーマンズらによると、チュニジア政府は活動家のFacebookへ規定違反の画像を投稿した上でFacebook社に通報し、活動家のアカウントに対する同社の規制を導いた。また「アラブの春」

の前後、エジプト・リビア・シリア・チュニジアなどではソーシャルメディアの一部が一時遮断された。だが、その後にソーシャルメディアを介した運動の監視や情報収集、体制側の宣伝、および反体制運動に関わる虚偽情報の流布を図る政府が遮断を解除する (Youmans & York, 2012)。つまり、カウンターデモクラシーを警戒する政府により「3.2 ソーシャルメディアの特徴」に記すソーシャルメディアの特徴が利用される。

## 5. 展望

ロザンヴァロンが代議制の補完としてカウンターデモクラシーを位置づける通り、民主主義国のカウンターデモクラシーは体制変換ではなく現体制下での政策転換や政権交代を求める。理論的な検討を通じて浮上するのは、運動が既存組織に基づくか否かにかかわらず、動員手段としてのソーシャルメディアの可能性である。但し、ソーシャルメディアを通じて動員された組織外の参加者が運動への自我関与を形成せず、また参加の有無に基づく賞罰が生じない場合、それら一時的な参加者を伴う抗議活動の継続は難しい。無論、ウォール街占拠や日本での原発・平和安全法制をめぐる抗議活動など、既存組織ではなく政治的機会のみ依存するカウンターデモクラシーについても、ソーシャルメディアに基づく動員を実現しながら同様の問題を抱く (津田, 2012; 奥田・倉持・福山, 2015; Bastos, Mercea, & Charpentier, 2015)。「知識や経済的・時間的な余裕のある層においてこそ、投票以外の政治参加が盛んとなる」という参加民主主義の逆理を克服するだけの費用を負担する組織に基づく抗議活動ならば、政治的機会に乗じたソーシャルメディアでの動員だとしても抗議活動の長期化・大規模化を通じた目的達成の可能性は高まる。だが、ソーシャルメディアが軽減する以外の費用を実際に負担できる組織は稀である。組織や自我関与に基づかない抗議活動は容易に参加費用の限界を迎えるほか、法案の可決や警察の取締り、またはマスメディアでの報道量の減少など政治的機会の消滅により終息する。この場合、自我関与を有しつつ組織に属さない参加者は次回の政治的機会までソーシャルメディアのネットワークを通じて個人的な運動を継続するだろう。他方、組織に属さず自我関与も欠けた者が抗議活動に参加する根源的理由は参加自体に伴う一時的な高揚感に過ぎず、むしろポピュリズムに近い参加形態を示す点でロザンヴァロンが期待するカウンターデモクラシーと大きく異なる (Kam, 2012)<sup>16)</sup>。そして「2.2 運動の展開過程における不確実性」に記す突発的な事象は、メディアの注目を得る代償として暴力やポピュリズムを導きかねないので、活動参加者の事前の意思統一が望ましい。以上に鑑み、ソーシャルメディアを用いた民主主義国のカウンターデモクラシーの可能性は2点である。

第1に、政党・労組・市民団体など既存組織が主体となる場合である<sup>17)</sup>。この場合、「3.3 ソーシャルメディアによるカウンターデモクラシーの促進」の第1段に記す通信費用の低下と自

我関与の増大にソーシャルメディアが寄与する。但し、ソーシャルメディアによっても軽減できない参加費用の問題を度外視しても、参加者の脱落を防ぐためには組織への彼らの自我関与を増さねばならない。参加費用を抑えつつ自我関与を育むためには、「3.3 ソーシャルメディアによるカウンターデモクラシーの促進」に記す伊藤の指摘通り、ソーシャルメディアを通じた組織の意思決定への参加を要する。ウォール街占拠の参加者は情報共有や議論にソーシャルメディアを活用する一方、直接民主制と似た合議と採決の方法で運動方針を適宜決定した。ウォール街占拠の主催者は、指導者と綱領の意図的な不在により参加者の自我関与を増す方法をスペインにおける「M15運動」から学んだ（五野井, 2012, 36-47）。だが、既存組織においてソーシャルメディアが単なる勧誘や連絡の手段となるならば、「使用者同士の交流を通じた意見の形成作用」というソーシャルメディアの特長は消失する（Mercea, 2011）。この背景として「2.1 運動の発生」に記す通り、参加者の増加に伴いソーシャルメディアに基づく意思疎通の費用の低下が限界に達する点、および参加者の異質性が増す点も挙げられる。

第2に、継続的な組織ではない主催者が抗議活動を提起し、個人が主体となる場合である<sup>18)</sup>。前段に記す組織の宿痾を避けるライフスタイル運動に関して「2.1 運動の発生」に見た通り、政治的機会に臨んで主催者が同運動の参加者の関心を政治的課題として提起できれば、強い自我関与に基づく「個人化された政治」がカウンターデモクラシーとして顕現する。また、政治的機会に臨んで自我関与よりも高揚感や一体感に基づき抗議活動へ参加する場合も、参加を機にソーシャルメディアが維持する運動のコミュニティを通じて自我関与を育むならば「個人化された政治」のネットワークへ統合される。

本稿は成否の評価時点と評価基準を特定し難い点を一つの理由として、個々のカウンターデモクラシーの成否を論じない。また、発生以降のカウンターデモクラシーの展開と関わるメディアの役割に焦点を当てた。だが、組織と個人のいずれが主体の場合も、使用者同士の交流を通じた意見の形成作用というソーシャルメディアの特長は比較的長期にわたる使用者同士の意思疎通により十全に実現する。従って、大半の実証研究が抗議活動の顕現に注目する現在、政治的機会の実現時のカウンターデモクラシーを準備する組織と個人による日常的なソーシャルメディアの利用実態の解明が待たれる。

謝辞：本研究は、「2017年度 上廣倫理財団 研究助成」・「2017年度 カシオ科学振興財団 研究助成」・「2019年度 KDDI 財団 調査研究助成」・「2019年度 旭硝子財団 研究助成」より助成をいただいた。いずれも個人研究である。関係者各位に御礼申し上げる。

## 注

- 1) 自由権と参政権の保障は、Polyarchy (ポリアーキー) の2大要素である (Dahl, 1972 = 高島・前田, 2014)。
- 2) 自由主義と民主主義が実現している国でのカウンターデモクラシーに関して、2点注意がある。まず、2011年に九州電力が開催した原発についての県民説明会で発覚した世論偽装に明らかな通り、タウンミーティングの参加者や質問者の人選に関するカウンターデモクラシー自体の正統性が問題となる (郷原, 2012)。次に、韓国の朴政権に見る通り、エリートが法を犯す場合は直接的な抗議活動がエリートの追放を招きうる。
- 3) 少数派の提起する問題は政治過程の議題となりにくい (山田, 2016, 23)。
- 4) 先述の黒人射殺事件に伴う社会運動・政治参加を例示できる。
- 5) 2012年の首相官邸前での反原発デモにおいて、参加者は公安条例・静穏保持法・道路交通法に基づく警察との事前の取決めに従った (野間, 2012, 38-56)。SEALDsの活動も同様である (山本, 2017)。
- 6) テレビとラジオは公民権運動での座り込み戦術の普及に寄与した (Tufekci & Wilson, 2012)。
- 7) 「放送法4条違反を理由とする停波」という2016年の高市早苗総務大臣の発言により、中立規定の招く放送局への威嚇効果があらためて注目された。但し、中立規定の解釈について近年の議論がある (山田, 2016)。
- 8) 2013年6月のTBS『ニュース23』の内容は公正を欠くと批判する自民党が同局の取材を拒否するなど、重要な情報を独占する与党の立場に基づくマスメディアへの対応が見られる (2013年7月29日 毎日新聞朝刊)。
- 9) 2011年の革命以前のエジプトでは、政府が資本所有と検閲によりマスメディアを支配していた。またレオンらによると、中国政府はジャーナリストとの関係の構築や報道批判を通じて香港のマスメディアの自己検閲を誘導している (Leung & Lee, 2014)。
- 10) 近年のNHKに関しても人事の偏向が指摘される (上村, 2015)。
- 11) 日本のマスメディアに関しても、業界・各社は自主規制により中立性を定める。
- 12) レオンらによると、クリッカー一つでメディア間の移動が可能なソーシャルメディアは選択的接触を克服できる。また、ソーシャルメディア上の知人との情報共有を通じて偶然にソーシャルメディアのニュースと接触できる。そして、この形式での情報拡散はコロンビア学派が主張した「2段階の流れ」と似る (Leung & Lee, 2014)。
- 13) 「事業仕分け」や、東日本大震災時の政府、東京電力、原子力安全・保安院の記者会見に関するソーシャルメディア中継が例である (津田, 2012, 89, 243-44)。
- 14) ハンフレアらによると、ソーシャルメディアの仮想の交流空間が運動の非公式な構造化を導く (Haenfler et al., 2012)。
- 15) いくつかのプラットフォームでは、特定の語・フレーズ・リンクを持つ投稿が自動的に削除される。

- ユーマンズらは、禁止される内容やユーザーの異議申し立てに対する企業の対処過程が不明確である点を問題視する (Youmans & York, 2012)。
- 16) 但し、音楽・舞踊・仮装などを伴う今世紀のデモの祝祭性が参加者層の拡大を招いた (五野井, 2012, 32-3, 149-60)。
- 17) 既存組織による新規参加者層の吸収もありうる。但し、両者の性質が異なる際の統合は難しい。SEALDsは、自らの政治集団化を防ぐために既存組織全般との提携や全国組織化を避けるとともに、2016年参院選後の解散を予定していた (奥田, 他, 2015, 103-110; SEALDs, 2016, 31-52)。
- 18) 「M15運動」、ウォール街占拠、日本での原発・平和安全法制をめぐる抗議活動などが例である。

### 参考文献

- Andrews, Kenneth T. & Neal Caren (2010) "Making the News Movement Organizations Media Attention, and the Public Agenda", *American Sociological Review*, 75(6), 841-66.
- 浅井直哉 (2017) 「日本におけるカウンター・デモクラシーの展開」岩井奉信・岩崎正洋編『日本政治とカウンター・デモクラシー』勁草書房, 187-206.
- Bastos Marco T., Dan Mercea, & Arthur Charpentier (2015) "Tents, Tweets, and Events: The Interplay Between Ongoing Protests and Social Media", *Journal of Communication*, 65, 320-50.
- Bennett, Lance W (2012) "The Personalization of Politics: Political Identity, Social Media, and Changing Patterns of Participation", *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 644, 20-39.
- Brym, Robert, Melissa Godbout, Andreas Hoffbauer, Gabe Menard, & Tony Huiquan Zhang (2014) "Social Media in the 2011 Egyptian Uprising", *The British Journal of Sociology*, 65(2), 266-92.
- Dahl, Robert A (1972 = 2014) *Polyarchy: Participation and Opposition*. Yale University Press. (高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』岩波書店)
- 五野井郁夫 (2012) 『「デモ」とは何か：変貌する直接民主主義』NHK出版.
- 郷原信郎 (2012) 『第三者委員会は企業を変えられるか：九州電力「やらせメール」問題の深層』毎日新聞社.
- Haenfler, Ross, Brett Johnson, & Ellis Jones (2012) "Lifestyle Movements: Exploring the Intersection of Lifestyle and Social Movements", *Social Movement Studies*, 11(1), 1-20.
- Inglehart, Ronald (1990 = 1993) *Culture Shift in Advanced Industrial Society*, Princeton University Press. (村山皓・富沢克・武重雅文訳『カルチャーシフトと政治変動』東洋経済新報社)
- 伊藤昌亮 (2012) 『デモのメディア論：社会運動社会のゆくえ』筑摩書房.
- 蒲島郁夫 (1988) 『政治参加』東京大学出版会.
- Kam, Cindy D (2012) "Risk Attitudes and Political Participation", *American Journal of Political Science*,

- 56(4), 817-36.
- King, Gary, Jennifer Pan, & Margaret E. Roberts (2013) "How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression", *American Political Science Review*, 107(2), 326-43.
- Leung, Dennis, & Francis L. F. Lee (2014) "Cultivating an Active Online Counterpublic: Examining Usage and Political Impact of Internet Alternative Media", *The International Journal of Press/Politics*, 19(3), 340-59.
- Mercea, Dan (2011) "Digital Prefigurative Participation: The Entwinement of Online Communication and Offline Participation in Protest events", *New Media and Society*, 14(1), 890-908.
- 野間易通 (2012) 『金曜官邸前抗議: デモの声が政治を変える』 河出書房新社.
- 小川有美 (2009) 「カウンター・デモクラシーの到来: 政治と市民の共同決定へ」 『世界』 799, 30-6.
- 奥田愛基・倉持麟太郎・福山哲郎 (2015) 『2015年安保 国会の内と外で: 民主主義をやり直す』 岩波書店.
- Olson, Mancur (1965 = 1996) *The Logic of Collective Action: Public Goods and Theory of Groups*, Harvard University Press. (依田博・森脇俊雅訳『集合行為論: 公共財と集団理論』 ミネルヴァ書房)
- Rosanvallon, Pierre (2006 = 2017) *La Contre-Démocratie: La Politique à l'âge de la défiance*, Éditions du Seuil. (嶋崎正樹訳『カウンター・デモクラシー: 不信の時代の政治』 岩波書店)
- Rosanvallon, Pierre (2015) 「熟議できない議会代表制民主主義に松葉杖が必要だ」 2015年4月1日, 朝日新聞朝刊.
- Schumpeter, Joseph A (1943 = 1995) *Capitalism, Socialism and Democracy*, Harper & Row. (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』 東洋経済新報社)
- SEALDs (2016) 『民主主義は止まらない』 河出書房新社.
- 白崎護 (2018) 「ソーシャル・ネットワークとメディア」 松田憲忠・岡田浩『よくわかる政治過程論』 ミネルヴァ書房, 84-93.
- 白崎護 (2019) 「カウンターデモクラシーとソーシャルメディア: 2016年参議院選挙の分析」 『研究論集』 110号, 117-34.
- Snow, David A. & Dana M. Moss (2014) "Protest on the Fly: Toward a Theory of Spontaneity in the Dynamics of Protest and Social Movements", *American Sociological Review*, 79(6), 1122-43.
- 鈴木鉄忠 (2013) 『集合行為のジレンマの解決のメカニズム』 東京工業大学博士学位論文.
- 津田大介 (2012) 『ウェブで政治を動かす!』 朝日新聞出版.
- Tufekci, Zeynep, & Christopher Wilson (2012) "Social Media and the Decision to Participate in Political Protest: Observations from Tahrir Square", *Journal of Communication*, 62(2), 363-79.
- 上村達男 (2015) 『NHKはなぜ, 反知性主義に乗っ取られたのか: 法・ルール・規範なきガバナンスに支配される日本』 東洋経済新報社.
- Verba, Sidney, Norman H. Nie, & Jae-on Kim (1978 = 1981) *Participation and Political Equality: A Seven-Nation Comparison*, Cambridge University Press. (三宅一郎監訳『政治参加と平等』 東京大学出版会)
- 山田健太 (2016) 『放送法と権力』 田畑書店.

山田真裕 (2016) 『政治参加と民主主義』 東京大学出版会.

山本達也 (2017) 「カウンター・デモクラシーの世界的潮流：代議制民主主義の補完か、民主主義そのものの危機か?」 岩井奉信・岩崎正洋編 『日本政治とカウンター・デモクラシー』 勁草書房, 159-85.

Youmans, William Lafi, & Jillian C. York (2012) “Social Media and the Activist Toolkit: User Agreements, Corporate Interests, and the Information Infrastructure of Modern Social Movements”, *Journal of Communication*, 62, 315-29.

(しらすき・まもる 外国語学部准教授)